

第11日目(12月16日)

議長(阿部久夫君) おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、病院事務部長から公務のため午後欠席の届が出ておりますのでこれを許します。

議長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

(午前9時30分)

議長 ここで市長から発言を求められておりますのでこれを許します。

市長 おはようございます。大変貴重な時間を頂戴して申しわけございませんが、12月12日に中沢俊一議員の一般質問に対する答弁の中に、取消しを求めるといようなお話もありました。いわゆる、発言内容でございますけれども・・・この部分であります。先般、正副議長そして議運の委員長、3氏からおいでをいただきまして、議運で検討した結果、取消し相当ではないかということでありました。私もそれなりに考えさせていただきました。議運の皆さん方の総意であればそれはお受けいたします、承知いたしました、というふうにお答えをさせていただきました。

考えますとこの発言は、一般質問に対する市長答弁としては不適當ということであります。自民党党员としての矜持を申し上げたものでありましたので、いわゆる答弁としては不適當ということでありますので、私もそのとおり思いまして、この部分の発言の取消しをお願い申し上げたいということであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 ただいまの市長からの申出のとおり、発言の取消しを許可したいと思いますが、これにご異議・・・

若井達男君 休憩をお願いします。

議長 休憩といたします。

(午前9時33分)

議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

(午前9時35分)

議長 ただいまの市長からの申出のとおり発言の取消しを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって市長の申出のとおり、発言の取消しを許可することに決定いたしました。

議長 日程第1、平成23年・・・(「ちょっとすみません」の声あり)市長から発言を求められておりますのでこれを許します。

市長 議長から発言の許可を得ましたので、皆様方にご報告を申し上げておきま

す。ご承知かと思えますけれども、本日発売の講談社写真週刊誌フライデーに、株式会社雪国まいたけ関連の記事が掲載されているようであります。記事の内容につきましては未確認であります。新聞広告の内容と取材状況から判断して、同社製造の生もやしが生産された土地に不法投棄されているとの内容であろうと推測をしております。

この土地につきましては、南魚沼市舞子奥添地619番地315のうちの1万2,000平米であります。広域連合時代に放牧地として使用していた土地の一部です。雪国まいたけの子会社であります株式会社雪国バイオフーズに本年5月24日から11月30日まで、賃貸借料6万円で貸付けをしていたものであります。貸付けの目的は雪国まいたけが循環型社会を目指し、同社が製造しているもやし等に発酵促進剤を加えて堆肥としたものを土壌にすきこみ、野菜を生産するため同地を利用するというものであります。市といたしましても、市内の主力企業が循環型社会を目指し新たな分野を開拓することは、市の利益にもかなうことと判断いたしましたので貸付けを行ったものであります。

この土地の利用状況につきまして、財政課で3回、廃棄物対策課で2回担当者が現地を確認し、いずれも特に問題がある状況ではないということは確認をいたしております。雪国バイオフーズは新潟県に3種類の堆肥製造の届出をし、これを受理されております。本市といたしましては堆肥が貸付地に投入されたものであり、貸付け条件に違反するものではないというふうに判断をしております。しかし、今後の動向を注視しながら、必要があれば適切に対処していかなければならないと思っております。

経過といたしましては、5月24日貸し付け、6月初めに財政課の担当者が現地確認し、すきこみを確認しております。9月12日同じく財政課の担当が用地確認をしまして、キャベツの栽培を確認いたしております。10月28日廃棄物対策課も現地を確認しております。12月9日に財政課がまた現地確認をしたわけですが、この午前中にフライデーの記者が市の方に取材にまいりました。現地写真の撮影をしているということでもございます。それで12月12日に廃棄物対策課も現地確認をしたということ。

こういう経過でございまして、フライデーの方からの問合せに対しましても、以上のことを踏まえて市としては特に問題点を有していないという回答を申し上げているところであります。本日のまだ内容がちょっとわかりません、わかりませんがとにかくそういうことであろうと推測いたしておりますので、皆さん方に一応お知らせを申し上げて、また今後の対応については重要点がございましたら、随時ご連絡申し上げたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長 それでは日程第1、平成23年請願第7号 国民への負担増をあらたに強いる「社会保障・税一体改革成案」に反対し、社会保障の充実・改善をもとめる請願を議題といたします。総務文教委員長・関 昭夫君の審査報告を求めます。

関総務文教委員長 総務文教委員会に付託された事件の審査の報告を申し上げます。平成23年請願第7号 国民への負担増をあらたに強いる「社会保障・税一体改革成案」に反対し、社会保障の充実・改善をもとめる請願。審査の結果、不採択とすべきものと決ま

た。

12月6日本会議にて付託された案件でございますが、12日委員会を開きまして紹介議員から説明を受け、紹介議員に対する質疑を行いました。質疑なく、その後委員の意見を伺い、討論なく採決の結果、いまほど申し上げました不採択とすべきものと決したものでございます。以上です。

議長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。

寺口友彦君 総務文教委員長にお伺いいたします。ただいまの報告の方では討論もなくということでありました。この請願の中では民主党政権の考えている政府の案に対しての撤回を求めるといふ部分でありましたけれども、総務文教委員の中では、社会保障と税の一体改革ということそのものについての話も全くなかったということでしょうか。

関総務文教委員長 特にその部分の議論はありませんでした。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。賛成討論です。

岡村雅夫君 原案に対して賛成の立場、委員長報告に対しては反対の立場でございます。今ほどの報告にありましたように、私が紹介議員ということで説明の中に縷々説明をしましたので、あえて討論に委員会では参加をしませんでした。会議場での反対討論とさせていただきます。

この内容であります。政府が今進めようとしている社会保障・税の一体改革なるものが今マスコミ等でもかなり関心の的となっております。政府自体も次期通常国会に提案しようというような状況のようであります。そうした中でこの請願について私はこの趣旨をくんで原案に賛成の立場であります。この内容というのは消費税を主たる財源にするとしていくところが私は問題であるというふうに思っております。消費税についてはいつも申し上げますように、逆進性が非常に特徴でありまして日本が戦後復興してきたその累進課税ということでの復興を成し遂げてきた、そういったその応能負担の原則を逸しているということでございます。

消費税について2010年代、ここ4～5年のうちでということではありますが、半ばまでに現行の5パーセントを10パーセントにしたいということがまず骨子になっているということだそうであります。私は消費税が3パーセントから5パーセントになった時点での話はいつもしているわけでありましてけれども、それ以来、日本の経済が成長過程に向かった部分はありません。非常に国民の生活も大変な事態になってきているというふうに私は認識しております。

そういった中で私は消費税に関してはではなくて、やっぱり応能負担という立場からしますと大企業の、あるいは大資産家の応分の負担をすべきであるというふうに考えています。国の方向はこういった段階でも法人税の5パーセント減税などをまずやってというかたちが

出ているわけでありまして、まさに逆行しているというふうに思います。そういった中で今内容的に問題とされているのは、年金支給開始年度これを68歳あるいは70歳ぐらいまでに引き上げようではないかということが盛られております。

そして物価下落時に、平成12年から14年の年金の支給の段階でございますけれども、なかなか年金額が下がると国民生活が大変だろうということで政策的に当時、物価スライドを反映させないという特例措置をしてきたことがありまして、これを特例水準といっているわけですが、それを今になっても撤回したいと。そのお金を返してくださいということの計画がなされているわけでありまして、その額は7兆円ともいわれております。

これを3年から5年でということですが、今日のマスコミの、私は新潟日報ですが見てみると、大体3年で解消しよう。毎年2.5パーセント、要するに年金支給額の2.5パーセントを削減しよう。3年でということでありまして、3年でやるということになると毎年0.9パーセント削減をし、さらに、物価が来年度は0.3パーセント下がるそうでありませけれども、物価スライドでいくと0.3パーセントさげなければならないということだそうですが、そうすると1.2パーセントになると。1パーセントを超える削減がいかげなものかということがまた議論になっているようでありませけれども、そういった特例水準の解消をまずはやるということが謳われております。

それからマクロ経済スライドということ、これで支給するのを削減していこうということでありまして、これは平成16年、小泉年金改革のときに決定されたことだそうでありませけれども、物価や賃金が上昇をしても 普通上昇をすると年金が上がるわけです。物価が下がると支給額が下がるわけですが、そういうことに関係なく働き手の減少や平均寿命の延びに応じて年金支給を、当然下がっていくわけでありませ。下げ続ける仕組みというのがこのマクロ経済スライドということだそうでありませますが、今現在その考え方は決定されているのですけれども、物価がどんどん、どんどん下がる時代でありまして、今現在はこれを発動していないというのが実情だそうでありませ。

それをこのデフレ経済下でも発動できるように改善をしようというのが、今回のもくろみだそうでありまして、それもやはり今計算すると、毎年0.9パーセント、1,000億円を支給削減していかなければならない、そういう数字がでるそうでありませ。私はこれでは今、高額年金者はともかくとしても、平均的あるいは国民年金とかそういう方々、これらの高齢者のみならず、将来的の受給する現役の世代にもかなりの影響を与えるものというふうに思っております。私は消費税の際限ない増税、それと年金支給額の引き下げ、この一連の引き下げこれは今現在言われております高齢者の一層の貧困を促進し、そして将来の年金受給者にもかなりの影響を及ぼし、そして地域経済が疲弊されるということを心配するものであります。

先般も委員会の席で申し上げましたけれども、今無年金者は118万人、年金受給者は860万人だそうですが計算してみましたら13.7パーセントの方々が無年金者です。今かけていても25年達しなければもらえないという、そういった方々を累計しますと、118万

人に上るそうであります。これは無年金になったらどうなるかということになりますと、私は委員会の席で申し上げましたけれども、年金をどんどん、どんどん引き下げていくことによって生活できなくなった分は福祉で拾わなければならない。そういった時代が来てしまうと。今現在でも206万人といいましたか、生活保護世帯。福祉で拾わなければならない人がというような実情も皆さんはおわかりのことと私は思っています。

私はこの根本的な政策的な問題を言わせていただければ、やっぱり賃金を引き上げる経済対策この政策を執行しなければ、年金自給を抑えるということだけでは私は解決できる問題ではないというふうに思っております。今、現役世代の3分の1が非正規職員といわれている中で、当然年金もかけられない、あるいはそういった環境にないという状況ではないかなというふうに思っていますし、またそういう状況であるがために国民年金などは本当にかかる人が少なくなってきたという事態も現れているわけであります。私はそういった意味でこの今進めようとしている社会保障・税の一体改革の内容については非常に危惧するものがあるという立場で反対でございます。以上です。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

腰越 晃君 請願第7号 国民への負担増をあらたに強いる「社会保障・税一体改革成案」に反対し、社会保障の充実・改善をもとめる請願、これに対して反対、不採択の立場で討論をさせていただきます。反対を一人ぐらいしてもいいのではないかなというふうに思いましたのであえて立たせていただきました。これだけ少子高齢化、高齢化が進んでいく社会、世界でも一番高齢者人口の比率が多くなっているというような日本社会の情勢であります。こうした中で当然、社会保障福祉財源というものはこれからもどんどん、どんどん膨らんでいくとそういう状況にあるわけです。

そうした中でようやく、これまで私は非常に中途半端だなと思ってまいりました。また民主党がどういうこの税と社会保障の一体改革こうした成案を出してくるのか、非常に興味を持って見ておりますが、いずれにせよ避けて通れない道であろうと思っております。福祉の先進国であるスウェーデンこれはもう国民負担率は7割を超えております。そうした中でも国民のいわゆる政治に対する満足度は日本よりもはるかに高い。日本という国でこうしたスウェーデンのような福祉のシステムといえますか、それが確立できるかどうかというものはこれは非常に難しいし、ほぼ不可能であろうというふうに今は思っております。少なくとも国民がどのくらい負担をするのか、そしてどういう社会保障福祉システムを作り上げていくのか、これと国民負担の問題は不可分の問題であります。

私はそうした意味から、低負担であり高福祉これはもう無理であります。やはり日本国民が相互に平等に負担をして、国民がある程度納得できるであろうという、社会保障、年金、福祉、医療そうしたシステムというものを作り上げていく必要があるかと思っております。そうした意味で税負担と社会保障福祉システムの一体的な改革というものは絶対必要だと思っております。ようやくそこに至ったなとそういう思いで考えております。そうしたことから私は本請願に対しては反対の立場で考えております。委員会審議については不採択というこ

とでありますので、これを支持し反対の討論とさせていただきます。

議長 本請願に賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に本請願に反対者の発言を許します。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成23年請願第7号 国民への負担増をあらたに強いる「社会保障・税一体改革成案」に反対し、社会保障の充実・改善をもとめる請願、本請願に対する委員長の報告は不採択であります。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成23年請願第7号は不採択とすることに決定しました。

議長 日程第2、平成23年請願第8号 0.4%の年金引き下げをもとに戻すとともに物価指数による年金引き下げを行わないことを求める請願及び日程第3、平成23年請願第9号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願、以上2件を一括議題といたします。2件について社会厚生委員長・中沢一博君の審査報告を求めます。

中沢社会厚生委員長 おはようございます。社会厚生委員会では平成23年12月6日に付託されました事件2件について審査をいたしました。期日は12月12日です。委員8名全員出席です。次のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。

最初に平成23年請願第8号 0.4%の年金引き下げをもとに戻すとともに物価指数による年金引き下げを行わないことを求める請願と請願第9号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願、2件を紹介議員であります岡村議員より説明を求めました。

最初の平成23年請願第8号 0.4%の年金引き下げをもとに戻すとともに物価指数による年金引き下げを行わないことを求める請願でありますけれども、質疑を求めましたが質疑はありませんでした。その後、各委員より意見を求めました。1名の意見がありました。毎日消費するものが下がったわけではないことを考えたときに、下げるべきではないのでもとに戻してもらいたいというような意見がありました。次に討論に入りました。討論はありませんでした。その後採決に入り、結果、賛成1。賛成少数で本請願は不採択と決定しました。

続いて平成23年請願第9号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願であります。質疑は1件で主な内容は社会保障と税の一体改革で考えるべきではないか等の趣旨の質疑がありました。その後、各委員より意見を求めましたがありませんでした。その後、討論に入りました。反対討論、賛成討論各1件ずつありました。反対討論では財源を含めて一体的に考えないと、社会保障を含め維持できない状態にいる。税制大綱の中にも次の若い世代にそのつけを回す状態であるので、部分だけを取り上げるのは容認できない。そのような趣旨の反対討論がありました。

次に賛成討論でございますけれども、税の云々と幅が広がるが大企業やもうかっている法人税の減税を行い、その12兆円といわれている試算のそれをあてればよいのではないかと。無年金の人をなくすためにも10年は妥当だと思ふ等の趣旨の賛成討論がありました。討論が終わり採決しました。結果、賛成2賛成少数で本請願は不採択と決しました。以上で報告を終わります。

議長 社会厚生委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 平成23年請願第8号 0.4%の年金引き下げをもとに戻すとともに物価指数による年金引き下げを行わないことを求める請願に対する討論を行います。

まず本請願に賛成者の発言を許します。

岩野 松君 0.4%の年金引き下げをもとに戻すとともに物価指数による年金引き下げを行わないことを求める請願に対して賛成の立場で討論に参加します。総文の中で出ました案件が一括して今審議されていますし、そういう方向で賛成討論者がほとんど述べました。そういう意味ではやっぱりそういう考えだというふうに思いますけれども、特にこれを出された時点では、今年0.4パーセント引き下げられたということに対する思いでもあり、次の請願もそうなのですけれども、それぞれせめてこれだけはという願いで別々に出されたというふうに請願者からはお聞きしました。

しかも、0.4パーセント下げられたときの物価指数は確かに下がったかもしれないけれども、普段消費したりしている年金受給者というのは、ほとんどそれが生活費に回る。だけれど、このときにはここにも書いてありますように、高校授業料の無料化だとかテレビ問題とかIT機器などが値下げをすることによっての物価指数の下げであるから、いわゆる食費や特に医療費そういうものは下がるということはありませんでした。

だからぜひとも、しかも高額な年金受給者もたまにはというか、いなくはないですけれども国民年金受給者、そして国民年金だけの方、それから無年金者もなおさらなのですがこれは無年金ではないのですけれども、なおさらそういう意味では生活が追いやられる。そういう思いを訴えたかったということでもあります。ぜひ賛成をしていただきたい。委員会では反対が多かったのですけれども、ぜひそういうかたちで賛成してもらいたい。

先ほどの前任者の討論の中でも今年また年金が下がる、そういう議論がされています。今度は1パーセント、それ以上また下がるということでもありますけれども、果たして生活者その最低の10万円かけまわりで生活している生活者に、本当に豊かさが入るような物価が下がっているのかということも考えあわせていただきたいと思います。以上で賛成討論に参加しました。よろしくお願ひします。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

次に本請願に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成23年請願第8号 0.4%の年金引き下げをもとに戻すとともに物価指数による年金引き下げを行わないことを求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成23年請願第8号は不採択とすることに決定しました。

議長 平成23年請願第9号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願に対する討論を行います。

まず本請願に賛成者の発言を許します。

岩野 松君 年金受給資格期間を10年に短縮するその請願でございます。賛成の立場で討論に参加します。

今、無年金者が118万人もいるというふうに言われていますけれども、25年を勤めなければ厚生年金にならなかった。非常にそういう人たちの対象者が多いのは女性でございました。結婚でやめたり、そしてまた今度は勤めるときはいわゆる時給の臨時だとかそういう扱いの中で厚生年金対象にならなかった、そういう人たちも非常に多いのも女性であります。

今現在はそういう被正規雇用、それから派遣 派遣の人は100パーセント無年金になるかどうかわかりませんが、でもそういう人たちが増えているということも事実であります。せめてヨーロッパ並みに10年ぐらいにする、そういうことが今求められるのではないかと考えております。

これは税の一体改革の中で言われていますけれども、提起されていますが、もしこれをするに際してやっぱり消費税増税につながれば、低所得者それから暮らしに困難者、100パーセント今生活に自分の収入を使っているそういう人たちにとってみれば、重い税負担がかかってくるということも加味されるわけあります。無年金者をなくするそういう立場でぜひ賛成に、私は討論に参加いたしました。皆様のご同意をよろしく申し上げます。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。ありませんか。

次に本請願に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成23年請願第9号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採



択であります。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成23年請願第9号は不採択とすることに決定しました。

議長 日程第4、第97号議案 平成23年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第97号議案につきまして提案理由を申し上げます。今補正予算は4月の人事異動に伴う人件費の調整と、介護サービス給付及び介護予防サービス給付費の事業費精査による増減を補正するものであります。

歳入では東日本大震災による避難者にかかる介護保険料の減免を行ったところ、これに見合う金額が介護保険災害臨時特例補助金により国から補てんされることになったため、その額について受け入れ費目を起こし、これと同額の金額を保険料収入から減ずるものであります。

歳出では介護サービス給付費等において住宅改修費、福祉用具購入費など利用実績が多く伸びている費目に対し、実績の停滞している費目からの所用額を充当し、既決予算の範囲内で過不足を調整したいものであります。詳細につきましては福祉保健部長に説明させますので、ご審議をいただきご決定賜りますようお願い申し上げます。

福祉保健部長 それでは私の方から詳細の方の説明をさせていただきます。事項別明細の8ページ、9ページをお開きください。今回、補正項目が少ないので市長の提案理由説明でほとんど言い尽くしているのですが、一応事項別明細に沿って説明させていただきます。

1款1項1目の第1号被保険者保険料、これにつきましては東日本大震災による避難者で当市に転入しました第1号被保険者の保険料を減免したものです。それと同額が国から補てんされましたので、それを雑入の方に盛りさせていただきました。

めくっていただきまして10ページ、11ページをご覧ください。歳出につきましては不足見込みの項目についてそれぞれ増額しまして、不用が見込まれる項目で同額を減額した調整予算となっております。その結果、歳出全体では増減なしとなっております。1款1項1目一般管理費でございます。職員給与費それから次の1款3項1目の介護認定審査会費これらにつきましては、人事異動による増減調整でございます。

それから2款1項1目介護サービス等諸費でございます。最初の丸の施設介護サービス給付費これにつきましては、この後次のページの2款4項1目までの増額を、不用が見込まれますので施設介護サービス給付費で同額を減額しております。

それから次の丸の居宅介護福祉用具購入費そこから次の2款2項1目の介護予防住宅改修費まで、これらにつきましては一般質問等でも説明いたしましたように、要支援、要介護認定者が非常に急増しまして、特に介護予防住宅改修費については当初でも30パーセント程度上げていたのですが、ここでまたさらに75.4パーセントの増額ということで去年の当初

予算より倍以上に増えています。これらによって重度化が防げればいいのかなどは思っております。

それでは次のページ12ページ、13ページをお開きください。2款3項1目審査支払手数料これにつきましては利用件数の増ということで増額させていただいております。

それから2款4項1目高額介護サービス費これにつきましても決算見込みでこの程度不足が見込まれるのではないかとということで今回追加しております。それから3款1項1目二次予防事業費です。二つの丸につきましても、これは決算見込みによる増に合わせて補助金等に合わせまして増減調整をしたところでございます。

それから3款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費から次のページの一番、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費これらにつきましては人件費等の調整を行ったところでございます。以上で説明の方を終わらせていただきます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第97号議案 平成23年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第97号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5、第98号議案 平成23年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第98号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は後期高齢者医療広域連合への納付金及び一般会計への繰出金の予算を追加するものであります。歳入歳出予算にそれぞれ873万2,000円を追加し、予算総額を4億7,413万2,000円としたいものであります。詳細につきましては市民生活部長に説明させますので、ご審議を賜りご決定いただきますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは詳細につきましてご説明をいたします。予算書事項別明細書8、9ページをお願いいたします。まず歳入の方でございますが、4款1項1目繰越金873万2,000円の補正でございますが、前年度決算によりまして追加するものでございます。

次の10、11ページ歳出の方でございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付

金 8 1 5 万 1, 0 0 0 円の補正につきましては、平成 2 2 年度の負担金の精算ということでこれは保険料の分でございますが、それを増額するものでございます。

3 款 2 項 1 目一般会計繰出金 5 8 万 3, 0 0 0 円の補正につきましては、前年度の精算でございます。

4 款 1 項 1 目予備費 2, 0 0 0 円の補正につきましては、歳入歳出差引額を予備費から補てんするというものでございます。説明の方は以上でございます。

議 長 質疑を行います。

寺口友彦君 所信表明の資料にある部分でちょっとお伺いしたいのは、後期高齢者の一人当たりの医療費の支払が約 2 パーセントほど昨年に比べて減ってはいるのですが、療養費が 1 8. 4 パーセント伸びているというのが出ております。この部分ですけれども、療養病床に入った場合は 3 か月を単位として患者さんが移動をするということでありましたが、最近どうもその傾向が若干変わってきたのかなという部分がありますけれども、その辺の動きというので何かあったらちょっと教えてもらいたい。

市民生活部長 資料の方の 1 6 ページの方に数字が載っておりますが、この部分では受給状況という中で障がい認定の方の人数が減っております。ちょっと考えますと、この辺の方の単価がどうしてもやはり高くなるということで、ここが減った部分で一人当たりの費用が下がってきたのではないかと。ただ、これは継続してこういう状態になるかというのはもう少し状況を見極めないといけないと思いますし、それから対象人数については当然多くなってきておりますので、総額の方は増額していくということでございます。以上でございます。

(「療養病床は」の声あり)

市民生活部長 療養病床につきましては、国の方では当初介護の関係を廃止にしているということでしたが、現実なかなかそういった状況にはならないということで、その期限も先送りされているふうな状況でございます。あの状況をみますと、これからますますそういった状況は増えると思いますので、国の方針としても当然それにならって方針転換がなされるものというふうに考えております。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第 9 8 号議案 平成 2 3 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第98号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6、第99号議案 平成23年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第99号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は主に決算見込みによる過不足を調整するものでありまして、歳入では健診及び予防接種人数の減による減額など、歳出では常勤臨時医師が退職することによる賃金の増減、特別会計移行に伴う委託料や医療機器の購入による増減と、医薬材料費の減額などを計上し、不足する財源を一般会計繰入金を追加するものであります。既決の歳入歳出予算の総額にそれぞれ93万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,313万1,000円としたいものであります。詳細につきましては福祉保健部長に説明させますので、ご審議いただきご決定賜りますようお願い申し上げます。

福祉保健部長 それではまた事項別明細に基づき説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。1款4項1目の諸検査等収入でございます。これにつきましては住民健診それから事業所健診の単価並びに受診者の減に伴うものでございます。それから2目のその他収入、これにつきましては65歳以上のインフルエンザ予防接種者の減、それから事務手数料が廃止されましたことによる減でございます。4款1項1目の繰入金でございます。これにつきましては不足する額を計上させてもらったものでございます。

めくっていただきまして10ページ、11ページをご覧ください。1款1項1目一般管理費でございます。臨時職員賃金これは先ほど歳入説明でございましたが、常勤臨時医師が12月で退職することに伴う減額でございます。それに伴いましてその下の非常勤医師等賃金それからもう一つとんで非常勤医師等旅費これらが増額となります。それから職員旅費でございますが、これは医師の研修費を盛っていたのですが、不用となるということで減とさせていただきます。

それから消耗品から下4つ、光熱水費上下水までですが、当初12か月予算で盛っていたのですが、企業会計から特別会計に移行したということで一月分不足しておりますので、今回それぞれ増額させていただきます。それから手数料につきましては、家電それからパソコン等の処理手数料が発生するというので今回計上させてもらっております。

施設管理委託料これにつきましては12か月分しか盛っていませんでしたので、一月分追加させていただき予算でございます。医師住宅等借上料これは非常勤医師が増加したことによる追加でございます。一般備品購入費それから諸会負担金これらにつきましては、不用残を減額とするものでございます。消費税及び地方消費税これは確定減でございます。

続きまして2款1項1目医療用機械器具費でございます。医療機器等管理委託料これにつきましては内視鏡の保守管理費でございます。それからその下の医療機器等借上料これは酸素供給装置、住宅で利用している分なのですが、これの減に伴う減でございます。それから医療機械器具購入費、骨密度計の方が故障しまして更新するものでございます。

それから次の2目医療用衛生材料費でございます。これは外来患者数の減に伴って補正さ

せてもらうものでございます。それから最後になりますその他医業費でございます。診療業務等委託料で、これは薬剤師とそれから放射線技師が療養休暇を取ることに伴いまして派遣委託をする関係で追加させてもらうものでございます。説明の方は以上でございます。

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 9ページですけれども、一般会計繰入金の関係でちょっとお聞きしたいのですが、当初多分9,700万円ぐらいの一般会計繰入れを予定していました。今回、決算見込みの過不足予測ということでの繰入れ増ということですのでけれども、その内容が諸検査の減が予測されるということです。私が心配するのは、12月から医師が1名減ということもありますし、そして病院会計当初予算だと入院の方を前年の当初予算よりも多くといいますか伸びる見通しで立てているのですよね。そこら辺のこういう検査ではなくて、入院外来の当初予測といいますか、当初予算のときの予算額を決定する算出ですね。そのとおりというかそれに近いかたちで推移しているのかということを確認したいと思います。そこがうまくいっていないと、今もう繰入額が1億円を超えているわけですが、前年は8,400万円ぐらいでしたかそういう中で相当また増えるということになるのですけれども、そこら辺の見通しをまずちょっとお聞きしたいと思います。

福祉保健部長 所信表明資料の18ページにありますように、患者数が入院、外来とも今現在で昨年比で減っております。ただ、まだそんなに極端には減っていません。もう昨年自体が前に比べると少なかったということでちょっと危惧してはおりますが、ここで大体12分の7ぐらいですか請求が遅れますので。そういった状況ですのもう少し様子を見させてくださいということですが、ここで常勤臨時医師が辞めますので、好転する方向というよりも落ち込むのかなという見通しは立てています。

佐藤 剛君 そういう見通しにならざるを得ないのでしょうかけれども、一面は財政的な繰入れが多分歳出に不足する額を一般会計から繰り入れていくのでしょうかから、結果をみてどんどんといいますか不足分が入っていくのでこれからまた増えてしまうという、そういう面の心配もありますし。城内病院は1名、12月から医師が減になったということで、今度会計が病院の方の会計と違うわけなのです。そこら辺の今度は実際に地域の医療ですね、そういうところの対応。大和病院の方も医師があり余っているところではないのですけれども、そういう実際の医療をする中での連携そういうところは、12月から1名減になった中での大和病院との調整といいますか、医師の調整みたいなのはできているのか、ちょっとそこら辺も聞いてみたい。

福祉保健部長 12月いっぱいはまだおられます。1月から辞められるということで、まだ細かいところは私もちょっと把握していないのですが、一応非常勤の医師等で当面はまかなうということです。大和病院の方との調整については、ちょっとまた確認しましてお話しさせていただきたいと思います。

城内診療所事務長 大和病院の医師とは調整はしておりません。現在は応援いただいている非常勤の医師の回数を増やすということで1月からの対応を考えていますし、常勤の医

師の確保については、所長の人脈といいますか関係をたどりまして、今、所長の方から探していただいている現状でございます。以上です。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

岡村雅夫君 今の医師の減について、多分一身上の理由ということだと思っておりますけれども、もし、あったら理由と、申入れ何か月前とかいうことがあると思うのです。その辺の規則と、いつごろ申入れがあって、そしてどういった 今、てはずについては所長を頼ってというようなことでありますけれども、その辺をちょっと先に教えていただきたいと思っております。

城内診療所事務長 理由については一身上の都合ということでございますが、推測するに家族の方がちょっと病気になっておられるということが主な原因と考えています。それから臨時の先生ですので、規則的には1か月前に届を出せばよろしいということになっておりますが、口頭では2か月ぐらい前にいただきました。書面は1か月ちょっと前でいただいております。

それから1月からの医師の確保ですが、まだめどはついておりません。以上でございます。

岡村雅夫君 これから冬を迎えて、風邪等の問題が発生するわけでありましたが、多分外来が増えるのかなど。病床もあることですので、かなり常勤医師の過重負担というかたちになると思うのですけれども、応援の回数を増やす程度で大丈夫なのかどうか、その辺ひとつお聞きしたいこと。

もう1点は歳入の問題で、今ほど前者が言うように、かなりの減額がなされるのではないかなという感じがするのですが、それを見込んでの予算でありますか。ひとつよろしくお聞きします。

市 長 今、この常勤で、臨時でお勤めいただいたお医者さんの退職に伴いまして、私も高橋所長と1回懇談をさせていただきました。こういう事態は事態として高橋院長は過剰になるか否かは別にして、頑張ってきてちゃんとやりますと。そういうことで私もとにかく健康には気をつけていただきながら、今までの倍になるのか3倍になるのかわかりませんが、相当な覚悟でいらっしゃいますのでこれを見守りたいと思っております。

なお、やはり城内診療所としての本当の姿ですね、これをやっぱり探ろうということで今、先生からもいろいろご提案はいただいております。1年ですぐ片付く問題ではございませんけれども、経営改善にも向けたり、あるいは地域の皆さんにそういうことによってのご不便をかけないように、徐々に改善策を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

福祉保健部長 繰入れの件ですが、そんなに極端に今より増えるというふうには見通しておりません。

城内診療所事務長 応援医師の関係ですけれども、毎週土日は非常勤のスポットの応援医師をお願いしておりますので、基本的に所長は月曜から金曜までの外来と往診と入院の患者を診ると。そのほかに火曜、水曜、木曜とスポット的に応援をお願いしております。それ

らはもう確定していますので、内容的には過度になりますし、毎日月曜から金曜日まではオンコール状態に対応しなくてはならないということです。かなりハードになりますけれども、先ほど市長が申しあげましたように、当分は私一人で頑張りますとっておられますので、状況を見ていきたいと思っています。

それから収入の件ですが、特別会計に移行をした関係で、歳出は13か月ですけれども、入院外来の診療報酬につきましては14か月分、昨年度の2月、3月分が今年度に入ってきますので14か月分になります。それらの増と、それから医師がいなくなりまして減と。1月からの減がちょっと不明ですので、今回は補正を見送らせていただきましたけれども、それらの関係でまだ不透明ですが、どうなるかよく今後の状況を見ないとわからないというのが現状でございます。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第99号議案 平成23年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第99号議案は原案のとおり可決されました。

議長 休憩といたします。再開は11時ちょうどといたします。

(午前10時43分)

議長 休憩前に続き会議を開きます。

(午前11時00分)

議長 日程第7、第100号議案 平成23年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第100号議案につきましてご説明を申し上げます。今回の補正予算の主な内容といたしましては、今年度の下水道国庫補助事業費がほぼ確定したことによりまして、歳出において下水道事業費を4億1,700万円減額することに伴い、歳入において下水道事業の充当財源であります国庫補助金を2億6,000万円、市債を7,900万円それぞれ減額したいものです。

その他、歳入におきましては決算見込みにより、分担金を7,000万円追加、一般会計繰出金を8,800万円減額し、歳出では次年度以降の財源とするため下水道建設基金に7,850万円を積み立てるほか、放射性物質を含む下水道汚泥処理費用等を計上するものであります。このことによりまして歳入歳出既決の予算から3億3,640万6,000円を減額し、

歳入歳出予算の総額を50億8,224万3,000円としたいものであります。詳細につきましては企業部長に説明させますので、ご審議いただきご決定賜りますようお願い申し上げます。

企業部長　それでは説明を申し上げます。事項別明細8ページ、9ページをご覧ください。歳入でございます。1款1項1目特環下水道の事業の分担金でございますが、23年度現年度分としまして、新規の賦課件数が390件ほど増えておりますので、そのことによりまして7,091万円を追加するものでございます。390件増えた要因としましては、平成22年度の23年度前倒し分ということで、事業費が4億6,000万円ほど増えたということによりまして、新規賦課件数が390件ほど増えているということでございます。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金でございますが、本年度、平成23年度の社会資本整備総合交付金の事業費、市の方で17億8,000万円ほど要望いたしましたが、先ほど市長の話にもございましたように、市の要望額に対しまして30パーセント減ということで事業費の内示がございました。12億5,600万円ほどで決定をする見込みとなりましたので、特環下水道で2億5,115万円それから公共下水道で975万円を減額したいものでございます。

4款1項1目農業集落排水事業県補助金でございますが、五十沢の東部地区の補助金について新潟県より45万円ほど増えるということで変更の交付決定がございましたので45万1,000円を計上いたしました。

それから5款1項1目一般会計繰入金でございますが、公共下水道関連では事業費の減、先ほど申し上げました30パーセント減の事業費の減、それから農業集落排水事業では財源変更ということで、一般財源で予定したものが農業集落排水事業債の充当ができるということになりましたので、財源変更によりまして減額をすると。それからまた浄化槽事業費については決算見込みによりそれぞれ減額をするものでございます。

7款1項4目の雑入並びに6目の過年度収入でございますが、消費税の平成22年度分が確定をしまして消費税が発生しなくなったということによりまして、平成22年度分の消費税の予定納税分につきまして2,032万円ほど、それから還付加算金が39万8,000円ほど、合計しまして2,070万円を計上いたしました。

10ページ、11ページをお願いします。8款1項1目公共下水道債であります。事業費精査によりまして280万円ほどの追加をお願いするものでございます。2目であります。特環下水道事業費これも先ほど申し上げましたように、事業費が30パーセント減になったというようなことで1億3,200万円ほどの減額であります。それから6目の災害復旧事業債それから7目の農業集落排水の事業債につきましては、6目の災害復旧債は公営企業の災害復旧事業債で70万円、それから農集の方では城内の川北地区の八海橋の添架工事費の5,000万円について、始めは起債が認められないということでも見ていたわけですが、最終的には農集の事業債が認められるということになりましたので、新規計上をするものでございます。



歳出でございます。12、13ページをお願いします。1款1項1目下水道の一般管理費ということであります。職員給与費でございますが、7月の災害によりまして時間外勤務手当が増えたということで45万円ほどの増、並びに4月の人事異動による増額分ということで計上をいたしました。それから下水道の一般管理費でございますが、次年度以降の下水道事業の財源ということで下水道の建設基金に7,850万円ほどを計上したものでございます。これによりまして23年度末の下水道建設基金の残高は1億円というような予定でございます。

2款1項1目下水道施設管理費であります。大和の処理場でございますが、これも7月の水害の関係だと思いますが不明水が非常に多く入っているというようなことで、平年の処理量の1.4倍から1.5倍ほどの処理量になっているというようなことで、267万円ほどの増額をお願いしたいものでございます。それから五箇処理場と上の原の処理場でございますが、これにつきましてもそれぞれ7月の災害等で予想外の出費があったというようなことで、冬の雪処理の分の不足が見込まれますので、それぞれ11万5,000円、15万6,000円ほどを計上するものでございます。

2目であります。農業集落排水施設管理費、これにつきましては放射性物質の関係で焼却処分が一時期できなかったというようなことで、濃縮のままバキュームカーで運搬が必要になったということでその分が不足をしてきましたので132万円ほどを計上したいものでございます。

3款1項1目下水道事業費これにつきましては先ほど歳入で説明をしたとおりでございますが、国の社会資本整備総合交付金の事業費30パーセント減ということで、今後増える見込みもないというようなことでそれぞれ減額をするものでございます。2目の農業集落排水事業費については財源内訳の変更でございます。

それから4款1項1目の元金でございますが、財源内訳の変更のみでございます。2目の利子でございますが、流域につきましては平成22年度債の金額と利率が決定をしたということで100万円ほどを減額するものでございますし、農集の関係の利子につきましては、資本費平準化債の分ではありますが、流域と同様の理由で115万円ほどを減額するものでございます。浄化槽につきましては事業の決算見込みによりまして24万円ほどの減額ということで計上をいたしました。

第2表、地方債の補正でございますが4ページをご覧いただきたいと思っております。歳入でもご説明申し上げたとおりでございますが、それぞれ事業費の決算見込みによりまして公共下水道で280万円の増、それから特環下水道で1億3,250万円ほどの減、それから集排で5,000万円の新規計上、公営企業の災害復旧事業債でも新規で70万円ということで、補正前16億5,510万円から7,900万円を減額し、市債の総額を15億7,610万円に変更をするものでございます。説明は以上です。

議 長 質疑を行います。

寺口友彦君 2点ほどちょっとお伺いをいたしますが、9ページの社会資本整備交付金

の30パーセント減の関係で、特環の工事が総合で4億円ほど減ということがありました。これが25年度に下水道の本管整備ですかね、それが完了するということにかなり影響が出てくる部分があるかなと思いますけれどもその心配がないかということが1点と。

それから同じ9ページで農業集落排水の繰入金を行わず地方債が認められたという部分があります。城内川北地区でありますけれどもこの部分について地方債が認められたということについて、交付税措置というのは考えられるのかという部分。この2点をお伺いします。

企業部長　　まず1点目の社会資本整備総合交付金の減額というようなことでございます。これにつきましては25年の事業の完了見込みでございましたけれども、今の事業ペースでいきますと25年の完了というのはちょっと難しい状況になっておりますので、今の3年間の実施計画の中では一応27年までというようなことで、今のところ想定をしているところでございます。東日本の震災の関係もございまして、それからもう一つは事業が集落内に入っていきまして、集落内を全域でもって交通止めといいますか、そういった格好でもって仕事が進められないというような部分もございまして、2年ほど先延ばしをして事業を実施していきたいというふうに今のところ考えているところでございます。

それから集排の関係の事業債が認められたということで、交付税算入ということでございますが、交付税には算入はされますけれども率については、大分こう、少しずつ落とされてきております。今ちょっとこの率が何パーセント普通交付税に算入されるというのはわかりませんが、算入されます。以上でございます。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　　長　　討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議　　長　　採決いたします。第100号議案 平成23年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第100号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　　日程第8、第101号議案 平成23年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市　　長　　第101号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算につきましては第2条収益的収支において人事異動等による人件費を780万円減額するほか、7月末のこの豪雨災害によるものとして浄水薬品費などの管理費用の追加及び三国川ダム流木処理費負担金などを追加したいものです。

また、放射性物質を含む脱水汚泥の検査費及び保管にかかる費用を計上したことにより、既決の収益的支出予算予定額に2,988万9,000円を追加し、27億1,104万7,000円としたいものであります。

第3条の資本的収支におきましては、人事異動に伴う人件費を46万2,000円減額するもので、資本的支出予定額を20億9,772万6,000円としたいものであります。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、第2条及び第3条で計上いたしました職員給与費を833万9,000円減額し、1億4,798万7,000円としたいものであります。詳細につきましては水道事業管理者に説明させますので、ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

水道事業管理者 それでは説明を申し上げます。実施計画明細書で説明申し上げます。6ページ、7ページをご覧くださいと思います。まず始めに収益的収入及び支出でございます。1款1項1目原水及び浄水費でございますが、給料及び法定福利費につきましては4月の人事異動によるものでございまして、39万1,000円を減額するものでございます。

それから浄水場の運転管理・保守委託につきましては、7月の災害での浄水の薬品費が2,800万円ほど見込みよりも増えているというようなこと、それから放射性物質の検査並びに保管に要する経費として約800万円ほどが全く想定外の支出というようなことで出ておまして、総額では3,450万円ほどの不足が見込まれるということで、追加計上をお願いするものでございます。

それから動力費につきましても7月の災害の関係でございまして、浄水場の電気料の不足見込額ということで、災害時24時間もうフル稼働ということで水を作っておりました。その分で電気料の不足が見込まれるというようなことで、補正をお願いするものでございます。

それから負担金でございますが、これも7月の災害によるものでございますが、三国川ダムの流木の処理の負担金ということで488万円が発生をしたことによりまして、不足の見込額285万円ほどを追加計上したいものでございます。なお、流木の処理費につきましては総額で9,750万円ほどの費用を要するというので、負担率が4.9パーセントでありますので480万円ほどの負担になるというようなことでございます。

それから1款1項2目配水及び給水費でございます。それからその下の1款1項4目の総係費の460万3,000円ですが、いずれも人事異動による人件費ということで748万6,000円を減額したいものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の支出、1款1項建設改良費1目の第1次拡張事業費23万7,000円の減、2目の改良費22万5,000円の減、いずれも4月の人事異動による人件費としまして総額46万2,000円を減額するものでございます。説明は以上です。

議 長 質疑を行います。

岩野 松君 1点だけお聞きしますが、汚泥によって約800万円の支出が増えたという説明がありました。放射線による800万円ですけれども、全くこの自治体としては自分

たちの責任とかそういうことがない支出だと私は考えていますが、これに対するいわゆる東京電力へ何らかのアクションを起こすのか、それともこれは国へ求めるのか、どういうお考えなのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

水道事業管理者 放射性物質の関係でありますけれども、県の方で今、順次説明会をしております。そこには県とそれから東京電力の職員も一緒に入って説明をして、必要となった費用 全く普通であれば発生しない費用ですから、今回のその放射性物質による費用の集計をして報告をしてくれというようなことで、第1段としまして今月の7日の日に公共下水道の方でその説明がございました。資料を私どもももらいまして、一応公共下水道の方は11月末までの数字ということで報告を今したところであります。順次、部局ごとというようなお話ですので、農集は農集で、それから水道は水道で、あるいは飛灰の方は飛灰でというような格好で、順次その日程を調整して説明会をするというような予定になっております。

今のところ水道に関しては高濃度のものでも2,000から3,000ベクレルぐらいということですので、国が今まで示した指針ですと8,000ベクレル以下については特定廃棄物というふうにはならない。ということは、一般廃棄物だとその市町村の責任において処分しなさいというような格好になるのではないかなということで非常に心配をしております。そういうふうにならないように、また話しかけをしていきたいというふうに思っております。以上です。

岩野 松君 私は原発に対するいろいろな思いもありますからなおさらなのですが、ぜひ、負担をしなくていい、その東電に私は請求すべきだと思いますので、そういう方向で検討していただきたいと思っています。以上です。

岡村雅夫君 駐車場に下水のもあろうかと思っておりますけれども、脱水汚泥がすごくたまっております。今の8,000ベクレル以下というようなことであれば、じゃあ自分で片付けろ、自分で処理する。処理する方法が示されていないというのが今現状だと思うのですが、その今後の動向というか方針はどういうふうになっていくのかひとつお聞きいたします。

水道事業管理者 先ほど私が申し上げたとおりなのですが、8,000ベクレル以下については特定廃棄物とはしないというふうなものが国の方から今示されています。それ以上のものについては何らまだ内容は示されていませんので、この先どういうふうな格好になるのかというのはまだ全くわからないというのが正直なところであります。ただ、そうは言っても100ベクレルだとか200ベクレルであっても、地元の人是非常に心配なものですから、何とか私どもは国の方に早いところ方向性といいますがそういったものを示してくれということをお願いする以外にございませんし、その処分費についても東京電力の方にきちんと請求をして、支払っていただくようにということで話を進めていく以外には、今のところは方法がないのかなというふうに考えております。以上です。

岡村雅夫君 トンパックに入れてシートで囲っている程度なのですからけれども、その程度でいいのか。その程度でいいというのは放置をしておいて、例えばわかりやすいところに置くのですけれども、もっと林地とか原野とかそういうところに置いたとすれば、なし崩しの

に崩れて崩壊してというかたちになるのかなという感じがするのですが、やはり、本当に危険性とかそういう問題を、それも私はわかりませんが、ああいう皆さんがとめておく駐車場の近くに置いていいものかどうか、そういう点もやはり今後問題になっていくのかなと。

それで、本当にじゃあ、国が責任を持ってやるということになれば、今の8,000ベクレル以上とか1万ベクレルとかいろいろ基準を崩しているみたいですけども、結局隔離しなければならぬということなのか。そうなるという対応もしていけないと、じゃあ、あれを詰め替えるのは今度は誰が詰め替えるのかという話にもなるかと思うのです。その辺、危険性の問題と事後処理の問題というのは、もうちょっと対応を、指示がないからしなくてもいいという程度でいいのかどうかその辺。

放射能の問題で研究も勉強会もされているようでありますので、実際この辺はまだそう除染というかたちは部分的にやられているだけですけども、本当にどうなるのかなというのはもう少しやっぱり情報というか示していけないと、ただ出たのはしょうがない、そこへ置いたということで終わってしまっているのかどうか。

それから蓄積していったらどんどん、どんどん、いろいろな影響が出てきたときに、何だよこれは、という話になってしまうかと思うのです。その辺はどういった方向に行かなければならぬというかたちの勉強会なり、あるいはその方針を持って対応をしているのか、その辺がやっぱり地元からの問題も必要なのかなというような感じがしましたのでお聞きをしますが。

市 長 これは今はまあ水道の件、先ほどは下水道もありましたし、まだ一般いわゆる総務課の方で対応をしている部分もあります。水道につきまして私も厚労省の水道課長にこの件でお話をさせていただきました。厚労省としますとやはり建屋を作ってそこに保管をするということであれば、それはそれできちんと国が東電かはここでは言えませんが、きちんとした補償をしますという言質はいただいております。

ただ、先ほど管理者がちょっと触れましたように、この冬を越せないという状況ではありませんのでもう少し様子を見ようということで、今は建屋は作りません。そして、放射性いわゆる放射線量の問題ですけども、1メートルほどそこから離れますと全く通常の範囲でありますので、まず健康に問題があるとかそういうことにはなっておりません。それら線量は常に計測をしながら、もし危険があるようであればそれはまた市の建物の空いている部分にでも、移しこんでやらなければなりませんけれども、今のところそういう状況ではありませんので、健康に影響があるということではございません。

ただ、周辺のやっぱり住民の皆さん方からすれば、いつまでもあそこに置いていいものはありませんので、先ほども触れましたように、ようやく県と東電との話もまた始まっているようですから、国の方の方針も踏まえてなるべく早く処分できるものは処分、あるいは保管するものは保管と。それも心配ないかたちでの保管というかたちにもっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

岡村雅夫君 直接的な被害を受けた福島県なんかの近隣の問題と、我々の地域はレベルが違いすぎるというような感じでなかなか言えないという部分もあるかと思えますし、私も実際向こうへ行ってみて、放射線じゃなくてもああいう実情を見れば、なかなかこっちはこの程度で済むのだからよしとしなければならぬという感じで、どうしてもなってしまうかと思うのです。けれども、やっぱりそれぞれの立場でそれぞれの声を上げて、そして国全体がどういう方針を作るといことが、これで一番大事な事だと思えますので、よりまし論的なかたちではなくやっていたきたいなというふうに思います。以上です。

市長 おっしゃるとおりでありまして、我々もちょっと少ないからいいやなどとは全く思っておりません。全国簡易水道協議会としましてもそのことはきちんと。特に簡易水道になりますと山あいの水源が非常に山にあるとかそういうことですから、それらの水質検査や、あるいはもし出た場合の対応これらについても厚労省にはきちんと申入れをしてありますし。時期的には福島の方よりは遅れるということは出るかもわかりませんが、必ず何らかの方向を見いだすようにこれからも努力してまいります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第101号議案 平成23年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第101号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9、第102号議案 南魚沼市可燃ごみ処理施設付属施設「金城の里」の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第102号議案 南魚沼市可燃ごみ処理施設付属施設「金城の里」の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。南魚沼市可燃ごみ処理施設付属施設の「金城の里」につきましては、平成21年度から指定管理者制度を取り入れて管理運営を行っているところでございます。この指定管理指定期間が来年3月31日をもって満了をするというふうなことでございまして、これに伴い指定管理者の候補者を公募したところ市内の業者2社から応募がありました。

南魚沼市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行いましたけれども、審議会には新潟県南魚沼市地域振興局健康福祉環境部の環境センター長でございます諏訪成雄さん、それから

湯沢町の町民課長の高橋 功さんからも加わっていただいております。ご意見を伺ったところでございます。審議会の中では申請者によるプレゼンテーションの後、点数で評価を行いました。全ての項目において有限会社まちだプランニングが優れていたというふうな結果でございます。

この状況を受けまして現在の指定管理者である有限会社まちだプランニングを次期指定管理者候補者として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決をいただきたいというふうなものでございます。

議案の中ほどをご覧いただきたいと思います。1番の公の施設の名称は、南魚沼市可燃ごみ処理施設附属施設「金城の里」でございます。2の指定管理者に指定する団体は、所在地南魚沼市島新田374番地、名称 有限会社まちだプランニング、代表者 代表取締役 町田 誠でございます。3の指定の期間でございますが、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間としたいものでございます。

3ページをお願いいたします。議案の資料といたしまして有限会社まちだプランニングから出されました南魚沼市可燃ごみ処理施設附属施設「金城の里」事業計画及び収支計画でございます。1番の施設管理の基本方針では、民間経営ノウハウの全てを生かし、地域の人々を始めお客様に愛される安全・安心・快適な施設・設備環境を提供するとともに、サービスの向上、利用の促進を目標としながら地域コミュニティーの場となるよう努力するというふうなことが記載されております。

2番目の施設の概要中、従業員につきましては合計8名ということで現在の人数と同じになっております。

3番目の施設利用計画は記載のとおり、これも現行どおりでございます。

4番の利用料金につきましては、条例の規定より安く設定をいたしまして法人券を取り入れるなど工夫をこらした内容になっておりますが、これも現在の内容と同じになっております。

それから4ページで5番の収支計画でございますが、収入の部に記載のとおり利用料収入につきましては指定管理者の収入となります。それから支出の部の中に、下水道を今年度つなぎこみをするのですが、その料金が入っておりません。これにつきましては今年度途中から発生をしたということで、24年度につきましても別途支払をしたいというふうに考えております。また、可燃ごみ処理施設が稼働しない場合、ボイラー加熱が別途必要になるわけでございますが、その加熱用の燃料についても、稼働の日数がどうなるかによって変化するわけですので見込みが困難というふうなことで、これについても別途支払をするというふうなことでこの経費には計上されていないというふうなことでございます。5ページの収入マイナス支出の部分では1万6,860円の黒字というふうな計画になっております。

6番の会社概要でございますが、有限会社まちだプランニングの概要の記載でございます。説明の方は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

議 長 質疑を行います。

塩谷寿雄　　今、下水道をつなぎこんだり、燃料費ということで230万円ぐらい多分出ると思うのですが、そうした場合のこの収入マイナス支出が1万6,860円と今のこの計画は出ているのですが、そうした場合、使った額にもよるとは思うのですが、どれぐらいを見込んであるかだけ教えていただきたい。

市民生活部長　議員、今ほどおっしゃいましたように23年度につきましては、燃料費が170万円で、それから下水道の使用料が60万円ということで230万円を予定しております。これを仮にこの指定管理者の方に支払をお願いした場合は、その分がそっくり赤字になるというふうな考え方でございます。

桑原圭美君　　向こう5年間のお願いになるわけなので、ちょっとお聞きしたいのですが、この収支計画の支出の部、勘定科目の解釈、単にそういうことかもしれませんが、管理諸費という勘定科目があって、このケースだと割合からすると非常に大きいですね、120万円というのが。税務が絡んでいれば雑費か支払手数料で処理できるかなと私は思ったりするのですが、この120万円の中身というのが、もう決定していれば教えていただきたいと思います。

廃棄物対策課長　この管理費120万円につきましては、現在「金城の里」の経理につきまして、本社の方、まちだプランニングの方でまかなっております。ここで事務員1名、それから管理者、総括的に管理している方が一応2名ということで「金城の里」の方に部分的に携わっていただいております。

それで、この120万円の内訳なのですが、内訳としまして基本的に経理の事務を委託して業者に頼んでおります。その分につきましては全てまちだプランニングと合わせて全体の中で経理をお願いしておりますので、「金城の里」に占める部分ということで一定額の割合を60万円に対して　全体では60万円なのですが、それに対しまして一応4割ということでこの120万円の中に想定をしております。それからあと事務員の給与につきましても同様に4割ほどの金額を見込んでおります。

ただ、そのほかに管理者といいますが管理統括の責任を補っている方がおるのですが、その分については一応部分的にはみているのですが全体的には算入していないということで、一応指定管理者公募されている方からは、その方の分もと要望は出ているのですが、できるだけ経費を抑えてくださいということで、一応事務員の方とそれから委託している経理会社の費用ということで算定をしております。以上です。

寺口友彦君　　この施設をまちだプランニングさんに指定管理に出すときに、地元の区との話合いの中で、今までのその無料の入浴券という問題がありまして、その部分については地元の方には、倍とか3倍とかという部分でポイントで対応したいということで、3年間の指定管理の期間が終わるわけなのですが、この部分について地元の方たちの反応といいますがの部分で何か聞いているものがあつたらちょっと教えてもらいたい。

市民生活部長　　この施設につきましては地元の3集落に大変お世話になっているというふうなことも考慮しての施設というふうな受け止めておりますので、この3集落に対する優



遇措置というのは重要だということで指定管理者の方も考えておりました、この21年度からスタートした指定管理の中でも、今ほど議員がおっしゃいましたようにポイント制度だとか、それから年間利用券だとかというふうなことでやっている。それ以外につきましては無料券等を大量に発行したというふうな話も聞いておりますが、これについてはいかがなものかということで地元と協議した結果、地元の了解を得ながら廃止をしたというふうな経過で、今やっているこの措置で地元の方からクレーム等はありませんし、受け入れをいただいているのだというふうに私どもは理解しております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第102号議案 南魚沼市可燃ごみ処理施設附属施設「金城の里」の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第102号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10、第103号議案 南魚沼市農業体験実習館の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 103号議案 南魚沼市農業体験実習館の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。南魚沼市農業体験実習館につきましては、平成18年度から指定管理者制度を採り入れ管理運営を行っております。この指定管理者指定期間が平成24年3月31日をもって終了いたします。これに伴い、指定管理者候補者を公募したところ市内の1団体から応募がありました。南魚沼市公の施設指定管理者選定審議会において、申請団体についての概要説明後、審議を行いました。厳しい経済状況下ではあるものの、観光協会等と連携して顧客増加に努めている等が審議されました。その結果を受けて現在の指定管理者であるレイホー八海管理組合を、次期指定管理者候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは議案の中ほどをご覧ください。1の公の施設の名称は、南魚沼市農業体験実習館であります。2の指定管理者に指定する団体は、所在地 南魚沼市山口121番地、名称 レイホー八海管理組合、代表者 組合長 南雲勝久、3の指定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とするものであります。

3ページ目をご覧ください。議案資料の説明を申し上げます。レイホー八海から提出され

ました南魚沼市農業体験実習館の事業計画及び収支計画書でございます。1の施設の管理の基本方針では、施設の設立趣旨に添って施設の管理運営と各種イベント及びスポーツ合宿等の誘致を自主的に計画・実施すると定めております。2は施設の概要であります。3は年間利用計画であります。4,000人の計画となっております。

4ページをご覧ください。4は収支計画書ですが、これについては単年度分の収支計画を掲げてあります。収入及び支出の合計とも151万1,000円となっております。5の利用時間ですが、利用期間及び利用料金でございますが、南魚沼市農業体験実習館の条例に定めるところによるとしてしております。通年営業で24時間営業ということです。例ですが、体育館を1日利用9時から5時までで市民ですと8,400円というふうになっております。あと、市民以外についてはまたいろいろな料金がついております。

6番ではレイホー八海管理組合の概要について記載されております。組合長が1名、副組合長が1名、庶務兼会計が1名です。全体で11名でそのうち八海山の民宿組合、民宿をやっている方が9人というふうなかたちになっております。説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第103号議案 南魚沼市農業体験実習館の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第103号議案は原案のとおり可決されました。

議長 昼食のため休憩といたします。午後の再開は午後1時といたします。

(午前11時46分)

議長 休憩前に続き会議を開きます。

(午前12時59分)

議長 日程第11、第104号議案 市道の路線変更について及び日程第12、第105号議案 市道の認定について、以上2件を一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

建設部長 それでは第104号議案 市道の路線変更について提案理由の説明を申し上

げます。今回の路線の変更につきましては、2路線の変更を提案するものでございまして、変更前後の起終点の地番、規模の延長・幅員、主な経過地につきましては記載のとおりでございます。

それでは1枚めくっていただきまして議案資料の図面で説明させていただきます。図面番号1でございます。これは国道291号線を起点にいたしまして、主要地方道塩沢・大和線に接続するものでございまして、1級市道 三郎丸雲洞線でございます。この路線につきましては市の方の道路改良工事によりまして、起点側の点線の部分でございますけれども、位置の変更と幅員を変更するものでございます。延長1,218メートルを1,250メートルに、幅員を6.5メートルから8.0メートルに変更をするものでございます。

続きまして次の図面番号2でございます。早川地内の路線でございます。国道291号線を起点に袋小路の路線でございますけれども、その他市道早川住宅線でございます。この早川住宅跡地の市有地の売却に伴いまして変更を行うものでございまして、終点側を20メートル削除いたしまして延長56.0メートルとするものでございます。

続きまして第105号議案 市道の認定でございます。今回の市道認定につきましては、新規に1路線を提案するものでございます。道路種別はその他でございます。起終点の地番、規模の延長・幅員、主な経過地につきましては記載のとおりでございます。

1枚めくっていただきまして図面の方で説明させていただきます。先ほどの路線変更の方で説明させていただきました、1級市道 三郎丸雲洞線の道路改良工事に伴いまして周辺路線を再編するものでございまして、旧道部分を新規に認定するものでございます。国道291号線を起点に1級市道 三郎丸雲洞線に接続する路線でございます。その他市道 三郎丸早川北線、延長は245メートル、幅員は6.5メートルでございます。

以上、路線変更2路線と新規認定1路線でございます。ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議 長 一括して質疑を行います。

関 昭夫君 1点だけお伺いしたいのですが、この議決で初めて新規の道路として認める、道路になる。それから廃止するとこれで道路でなくなると考えてよろしいのですか。

建設部長 議会の議決をいただきまして、これから告示行為をさせていただきます。それからが供用ということの正式な名前になるということでございます。以上でございます。

関 昭夫君 早川住宅線、今日議決をすると道路でなくなるのですけれど、今現在そうすると道路の上に家を建築中ということになるのですか。その道路を今のその人に道路のまま売ったということになるのですか。

建設部長 正式にはそういうかたちになりますけれども、具体的に市道の変更が遅れたということでご理解をしていただきたいというふうに思っています。

関 昭夫君 その住宅線の今までの終点というのが、田んぼの乗り入れになっていたのですよね。その関係者の了解はもっておりますよね、当然。道路を廃止するのですから。

建設部長 私どものこの住宅の売却につきましては、担当課が違いますけれどもよく担

当課の方から今後答弁していただきたいと思いますが、私どもはそういうかたちで了解をしているものだと考えております。

総務部長　　ちょっと今、手元に資料がありませんので、調べて後ほど答弁を申し上げます。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　　長　　第104号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議　　長　　採決いたします。第104号議案　市道の路線変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第104号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　　休憩いたします。

（午後1時05分）

議　　長　　休憩を閉じて会議を開きます。

（午後1時13分）

総務部長　　本件については議員おっしゃるところは田んぼがありまして、田んぼの周りにというか脇に川がありまして、同意は取っておらないということだそうです。もし、何かあればまたこの後、私どもの方で行ってご相談をしたいと思います。以上です。

関　昭夫君　　確かにそこで道路が切れていればよかったのですが、そうすれば住宅の敷地内の道路でしかなかったのですが、そこは側溝にふたがかかっているのではなくて、横断を入れて舗装自体が田んぼの方まで行っていたので、それでびっくり心配をしているだけです。だから、地主さんは確かそんなに問題のある人ではありませんけれども、そんなにかつて心配のあるようなことにはならないとは思いますが、きちんとやっぱり了解をいただかないと、勝手に道路がなくなったみたいな話になると具合が悪いのかなと思いますので。

総務部長　　議員おっしゃるようにしたいと思います。以上です。

議　　長　　それでは第105号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第105号議案 市道の認定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第105号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、第106号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第106号議案につきまして提案理由を申し上げます。このたび南魚沼市教育委員会委員としてご尽力いただいております、角谷正雄さんが平成23年12月24日で任期満了となりますので、再任について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会のご同意をお願いしたいものであります。角谷さんの経歴につきましては資料のとおりであります。平成19年9月から南魚沼市教育委員会委員に就任され現在に至っております。

角谷さんは子育てから教育、学術、文化これらについて識見の高い方でありまして、市の教育行政をお任せするに最適の方であると考えているところであります。引き続き任命をいたしたく議会のご同意を賜りたいものであります。なお、任期につきましては平成23年12月25日から平成27年12月24日までの4年間です。よろしくご審議をいただきご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決は起立により行います。第106号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第106号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第14、第107号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定によって山田 勝君の退場を求めます。

(山田 勝君退場)

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第107号議案につきまして提案理由を申し上げます。人権擁護委員の志太喜久子さんは3年間にわたり人権擁護啓発活動及び相談活動にご尽力いただきまして、こ

のたび平成24年3月31日をもって任期満了となり退任をされる予定であります。後任の人権擁護委員の候補者として行方幸恵さんを入権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。行方さんは南魚沼市の保育士として地域の方々と触れ合いをもちながら、保育行政の最前線で活躍された方であり、人格、識見ともに申し分のない方です。なお、任期は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間となります。よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決は起立により行います。第107号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第107号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 山田 勝君の入場を許します。

(山田 勝君入場)

議長 日程第15、第108号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第108号議案につきましてご説明を申し上げます。人権擁護委員の駒形英雄さんは3年間にわたり人権擁護啓発活動及び相談対応にご尽力いただきまして、このたび平成24年3月31日をもって任期満了となり退任をされる予定でございます。後任の人権擁護委員の候補者として坂西勝実さんを入権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものです。坂西さんは民間企業などの要職を長年勤められ、現在行政区長として地域活動に積極的に関わるなど、人格、識見ともに申し分のない方です。任期は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間となっております。よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決は起立により行います。第108号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第108号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第16、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長から所掌事務について、各常任委員長から所管事務についてそれぞれ会議規則第104条の規定によってお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査について申出があります。

議長 お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長 以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

議長 ここで市長から発言を求められておりますのでこれを許します。

資料を配付しますのでしばらくお待ちください。

(資料の配付を行う)

市長 大変皆さん方、お疲れのところ申しわけございませんが、働く婦人の家の灯油漏れの経過について、議会初日の所信表明ののちに12月1日までの部分のご報告を申し上げたところでありますが、その後それぞれ調査、分析等も進みましたので、現在の経過、そして方針等についてこの後、担当課長の方からご説明申し上げますのでよろしく願い申し上げます。

商工観光課長 それでは今、市長の方からご説明ありましたけれども、12月8日、お手元の資料の左側の方に日付が載せてございます。12月8日、議会開会中でございますが、ここにアイ防災の方から外周配管の工事完了 これは油漏れの可能性があるということで、即座に外周、建物の周りに配管を行ってそれが検査完了しました。消防署の方から検査を完了していただいております。

それから12月9日でございますが、新潟県の環境分析センターから11月28日に周辺の浅井戸3か所追加で地下水採取を行ってありましたが、これについての地下水採取の検査の速報がございました。これの中では一応ベンゼン、油の主成分でございますがこれの検出はございませんでした。それから同日でございますが、商工観光課と分析センターでもって協議をいたしました。その中で上からちょっと読ませていただきますが、2回目の圧力検査

を実施しました。これによりますと、土地改良区側及び働く婦人の家の両系統の圧力低下を確認。このことは土地改良区側の配管は鉛筆の芯ほどの穴、それから働く婦人の家側の配管につきましては、2センチから3センチメートルの亀裂の可能性があるということで、これは環境分析センターの過去の経験からの見解でございます。したがって、あくまでも可能性の段階でございますけれども、はっきりと明確にあるということで断定したわけではございません。

その次、機械室地下部分を掘削、1.5メートルほど掘削をしておりますがこれを観察孔としました。ところがこの観察孔の中を観察しますと、地下水及び油分の上昇はございませんでした。臭気もございませんでした。同時に施設外側の駅側の方に花壇がございますけれども、花壇に80センチメートルほどの水位の観察孔を掘削しました。この観察孔からは50センチほどの深さから地下水の上昇がありましたが、この地点につきましてはもともと水位が高いところでございます、おおむね50センチほどのところから地下水の上昇があったということでございます。

施設の外では地下水の上昇がありますが、施設内では地下水位の上昇はないという結果でございます。このことから地下水に乗って　いわゆる油は地下水、水と触れますと必ず地下水より下には行きませんので、地下水があれば水があればその上を油が通るといふかたちになります。したがって、その地下水に乗って外部に出ている可能性は極めて低いと考えられると。なおかつ、この建築当時、28年前に建築されたわけなのでございますが、基礎の高さが約1.7メートル図面上でございますけれども、基礎を施工するときのやっとな業者さんが確認できたのですが、かなり古いことからなかなかその記憶が定かでないということですが、大体2メートルぐらいの総掘りをしまして、1メートル50から2メートルぐらいだろうということでございましたが、そこを掘ってそこに埋戻し材を使ったり、それから基礎を施工したということでございます。

したがって、だいたいこの地点の地下水のいわゆる漂流、流れているところがおおむね80センチから1メートル前後のところに地下水の流れがあるということは、これはアイ防災から確認をいただいております。したがって基礎は1.7メートルでございますので、そういった意味からも施設内の中には地下水の流入がしにくい、あるいはなかったというふうに考えられます。仮に漏れたとした場合、いわゆる油分につきましては、その下の方にある山砂あるいは埋戻し材、混和した状態で施設の地下に滞留しているものと想定されます。

次に12月12日でございますが、私どもの課の中でもって検討した結果でございます。現時点では施設外に漏れた可能性は極めて低いと考えられること、それから地下水が施設内に流入する可能性も極めて低いということをお考えあわせると、当面は半年ほどの間隔で今回調査した井戸を対象として地下水の水質検査を継続し、経過観察をしたいということでもって、私どもは昨日午前中に12月15日でございますが、浦佐区、大区長さんも含めて浦佐区、それから土地改良区、それから環境交通課と協議しました。この12月12日に私どもで検討した結果をお伝えしまして、経過観察ということでは了承をいただきました。



15日、昨日の話でございますけれども、土地改良区につきましてもトイレはまたこの土間コンというのが約20センチの厚さがございます。この油の配管ですが、まず地下タンクからいったん上がりましてギアポンプという機械室がございます。そこから今度はいったん上へ2階にポンプアップで上げまして、ホームタンクがございます。それから1階にもホームタンクがございます、2階から1階に落ちてきます。いわゆるその配管が土中に埋設している長さ、これはちょっと記憶がなかなかないということと、担当者がもう退職されていないということもありまして、ただ、その設計士によりまして土中に埋まっている、埋設されているその管の長さは、おおむね50センチ程度だろうという話でございました。そこからまた立ち上がって全部、土間コンの中に入っております。

したがってこれは全部、例えばいわゆる配管の長さを全部露出してということになりますと、全部切らなければいけないわけなのですが、ただ、コンクリートの中に収まっている配管につきましては、よほどのことがない限りは油漏れが出ないのではないかと。ただ、これは一応、設計士それから配管業者含めていろいろ協議した結果なのでございますけれども、なかなかそのわからないと。特にその先ほど言いましたトイレにつきましても土間コンの下にございますけれども、土地改良区これは前に使っているわけでございますが、異臭もない、それから近隣で後ろに畑もございますが、そういった畑の所有者からも臭気もない。

それからこの間、地元の富町区がございまして、そこも冬に備えて消パイの何と申しますかみ上げ検査と申しますか、その検査をしましたらそこにも油の漏れもないし、異臭もないと。それから当然、働く婦人の家の地下水ポンプも検分しましたがけれども異常もございません。

したがって、今のところ正直言いますと明確にその漏れがあったという可能性も断定はできません。さりとて、なかったということも断定できません。したがって、当課としましては関係区の皆さんとお話ししたように、半年おきごとに水質検査をしながら、あるいはもしそういったいろいろの異変があれば、すぐ連絡をいただくというかたちでもって協議を終了してございます。以上です。

議長 この件につきまして質疑を行います。

岡村雅夫君 今回の説明では図面と機械等の仕組みがちょっとわからないで聞くのですが、2,000リットルを給油して、そしてその1,200、半分なくなったという話なのですが、ということは今機械室まではどういった状態で、要するに地下タンクから圧送しているのか、あるいは機械室めがけて吸い上げているのか。

それと2階にまず多分リフターで上げて、要するに2階で引っ張って、そうしてタンクに入れてそれが自然流下で下のタンクにも行ってというかたちだと思われ、燃焼機器にもそういうふうに戻ると思われるのです。流下式だと思われのですけれども、使用した経過が要するに燃料を使用した経過、期間それがどうだったのか。漏れていないということになれば、使用もしていないということであるとするならば、何が考えられるかということなのです。

これだけの調査をしてその痕跡がないということは、それを信じればそれはもう問題ない

ということですよ。そしてこれから漏れるかわからない、満杯にしておいて経過を見ましよう、ということですよ。それで管は直したと、こういうことなのですけれども、私はその給油してから発見までの間に使用した経過があるのかどうか。灯油を使用した経過があるのかどうか、そこをひとつお聞きします。

商工観光課長　その件につきましては初日に市長の方からご説明もありました。私どもも昨年までまたさかのぼって調べましたら、土改の方に確認したわけなのですが毎月いわゆるふだん使われないう夏場、例えば6、7、8、9とかにつきましても毎月100リットル程度の実績がありました。今年につきましても6月から10月までの間で、今回端的に差引きしますと1,200リットルでございますけれども、昨年の例えば毎月100リットルという実績を考えると、大体おおむね800リットルぐらいかなという気はするのです。ただ、実績としましてはいわゆる施設を使う方が、時々暖房用のスイッチを間違っ入れて、種火がついているという状況は多々あったというふうに私どもは伺っております。（「仕組みをもう1回」の声あり）

失礼しました。仕組みは先ほどちょっと私の説明不足だったかもわかりませんが、まず地下タンクから、それから機械室にギアポンプというのがございまして、ギアポンプにタンクから吸い込む、それから上げると。当然タンクの残量が少なくなれば、自動的に地下タンクから吸い上げるというかたちでございまして、なおかつその地下タンクには四方にいわゆる油漏れ検知器というのがありまして、1.8メートル程度の四方に埋めてあります。その中でもまず地下タンクはまず漏れがなかったわけなのです。したがって、機械的な仕組みにつきましては今言った事情でございますし、私どもこれをずっと1か月間いろいろ調べてまいりましたけれども、本当にではどうだったと言われますと確定できないというのは先ほど申し上げましたが、それについてはまた継続調査をしていきたいということでございます。

岡村雅夫君　毎月100リットルを使うというのはすごい　目的もないのに、エアコンではなくてファンヒーターかな、ファンヒーターをつけようとしてつけたということですよ。つけて100リットル燃やしたのだらうとこういうことですよ。エアコンクーラー装置が併用の品物であればいいんですけれども、そうでないと一般的なそういった仕様はないのではないかとこのように私は思います。

これだけの調査をして、これだけの1,200リットルからなくなるということは、では来年見てみればわかりますよね。今度は配管を替えたのだからだめか。（「いや、替えたからわかる。今度は減らないわけだから」の声あり）そういうことですよ、減らなければね。

私は公式の場で余り言いたくはないのですけれども、漏れていないということをこれだけ実証して、じゃあ給油されたのかどうかという問題があっても考えなければならぬと、こういうことになるのですよ、調査の結果では、私がこう素直に聞くと。だからこれで、説明でオッケーという話はちょっと私はおかしいと思う。原因不明でしたという話でしかないから。だから漏れたという想定がどうだったかなということも私は不思議です。結論的なことは言いません。

市長 今ほど課長が説明しましたように、圧力検査の結果が鉛筆の芯ほどの穴、あるいは2～3ミリの亀裂の可能性があるということです。ただ、油分が漏れたというその証拠が見えないわけですね、水にも土にもおいにも。だけれども、油分が山砂等と混和した状態で施設の地下 さっき課長が言いましたように1メートル70の基礎が入っていますから、その外には出ていないだろうと。その中に埋戻し材や何かと混和して漏れているとすればその中で漏れたのだろうと。あるいはコンクリートで全部巻いたというかコンクリートの中へ入れてしまっていますので、その中でじわじわと出ていたのかもわからないと、こういうことです。

それから種火を何かつけ忘れていたことが去年までも往々にしてあったそうです。ですから、その部分もですから去年100リットルぐらいずつ月間使っていたと。いわゆる量が減っていたということですね。ですので、管理のやり方といいますかそこがちょっと不徹底、あるいはずさんであったということもありますので、そういうことをきちんと注視をしながら先ほどこちらから不規則発言で言いましたけれども、管は今度全部外側へ出して一切漏れないようにしてやっておりますので、来年のまた時期を見て、結果を見て。そのときは来年になっても全く心配がなかったと、何もなかったということになると漏れたか燃やしたか。言い方は悪いですが、どこかへ持って行かれたかは別にして、その分が減ったということが確認ができるわけですが、もうしばらく今のところ影響は出ておりませんので、注視をさせて調査をさせていただきたいということでもあります。よろしくお願いします。

関 昭夫君 説明は何となくわかったのですが、もう一つ問題になるのは、必要ない期間に毎月100リットルからの灯油が使われているという部分だと思うのです。先ほどは6月から10月ぐらいで800リットルぐらいというような話をされている。いつの頃からそうなっているのかはわかりませんが、せっかく今回そういう話がわかったわけですから、今度は本当に必要ない分だとしたら使われない対策をきちんとやられてあるのかどうか。配管だけ直して、漏れがなかったのだからよかったでは多分ないと思いますよね。1,200リットルが本当に夏場に使われていたとすれば、10万円からをただ燃やしてしまった、むだに使ってしまったということになりかねないわけですから、そこをきちんとしていただかないと問題だと思います。

市長 この働く婦人の家の管理につきましては、やや大和町時代からうやむやということではないけれども、ごく鮮明にこういう場合の責任だとか、いろいろなことを定義した契約にはなっておりませんでした。そこで今議員おっしゃったように、さっき課長が言いましたように間違っただけで暖房部分を押し、消したけれども種火がついていたとそういうことも考えられるということでもありますし、今回こういう事態が判明したわけです。夏場に使用せないようにするか否かは別にして、きちんとした管理委託契約もまた正式にもう1回結びなおして、漏れの無い契約条項をきちんと作っておかないと、また何か問題があったとき困りますので、それはこれから土地改良区ときちんと協議しながら進めてまいりたい。

当時やはり町長と土地改良区の理事長が同一者であったわけですね。そこでまあ、土改が

管理してくれやというような話が始まりで、その後どうなったかよくわからないというような程度できていますので、これは私どもの合併時の引継ぎのときの、そういう部分の精査の見落としということではないのですけれども、ちょっと確認が足らなかったということでありまして、その責任はひとつおわびを申し上げるところでありますけれども、今後そういうことのないように努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

関 昭夫君 管理の見直しをきちんとしてもらうのは当然だと思いますけれど、私は本当に必要な夏場は使わなくていいのだったら、完全に止められる何かを。要は間違いではなくて確実に止められて、スイッチや何かの押し間違い程度では使えない、やっぱりそういう体制をしておかないと、どこがその灯油代を負担している云々とかという問題ではなくて、明らかにむだに燃やしてしまっているということにしかならないわけです。そのことを言っているだけです。当然管理の云々もそうですし、そこはやはりきちんとしていただくべきだというふうに思います。

市 長 そのとおりであります。結局6月とかあるいは9月とかという時期は、日によっては非常に寒い日があります。まさに6月、昔はストーブにあたって田植えをしたなどということもありますし。そしてあそこが要は土地改良区ばかりではなくて夜間等は一般の皆さん方が会議やそれぞれで相当使うところですので、8月のうちぐらいは幾ら何でも大丈夫だと思うのですけれども、6月だからもう全然使用しないという状況下ではないような気がします。その辺もきちんと精査をしながら、必要のないときは全く必要がないわけでありまして、どうかたちでそれをきちんとするか、これから検討をして来年に備えたいと思っております。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。以上で執行部からの報告は終了いたします。

議 長 これをもって平成23年12月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。  
大変長い間ご苦労さまでございました。

(午後1時48分)